

小諸市と佐久浅間農業協同組合との農業と農村の振興に関する包括連携協定書

小諸市（以下「甲」という。）と佐久浅間農業協同組合（以下「乙」という。）は、“小諸の農”を未来へつないでいくため、相互に連携・協力・協働して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「農産物の生産振興・販売促進を図るとともに農地や就農者の確保を通じて、継続的な農業生産活動が可能となること」及び「農業・農村（小諸の農）の持つ力を最大限発揮し農村の活性化を図るための取組み」をこれまでの事業に加えて一層の相互連携・協力・協働することで、きめ細かく効果的に事業推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力・協働して実施するものとする。

- （1）愛される“小諸の農”のブランドを育てること。（消費者とつなぐ）
- （2）ファンの集う農山村をつくること。（都市とつなぐ）
- （3）次の100年に向けたひと・土等農業の基盤をつくること。（将来へつなぐ）
- （4）その他、小諸の農を未来へつなぐために必要な事項に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議するものとする。

（協定の継続及び見直し等）

第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上変更をするものとする。

（疑義の協議）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成して甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通保有するものとする。

平成30年1月30日

（甲）長野県小諸市相生町3丁目3番3号
小諸市長

（乙）長野県佐久市猿久保882
佐久浅間農業協同組合

小泉俊博

代表理事組合長 井 玉 健